

広島県選挙管理委員会告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、別表のとおりである。

令和八年九月十日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

選 挙 区	三 分 の 一 の 数
広 島 市 中 区	38,511
広 島 市 東 区	32,207
広 島 市 南 区	39,025
広 島 市 西 区	51,301
広 島 市 安 佐 南 区	65,578
広 島 市 安 佐 北 区	38,133
広 島 市 安 芸 区	20,717
広 島 市 佐 伯 区	38,063
呉 市	56,217
竹 原 市 豊 田 郡	8,172
三 原 市 世 羅 郡	27,696
尾 道 市	34,745
福 山 市	123,758
府 中 市 神 石 郡	12,022
三 次 市	13,210
庄 原 市	8,632
大 竹 市	7,126
東 広 島 市	50,562
廿 日 市 市	31,700
安 芸 高 田 市	7,061
江 田 島 市	5,760
安 芸 郡	32,246
山 県 郡	6,132